

放置続ける『コンプライアンス違反』・・・倫理規則を「逆走する“ぶくぶく達”の市政」

春3月は、別れの季節であり、また新たな出会いの季節でもあります。なれ親しんだ古い因習や考え方を見直し、新しい時代に相応しい秩序を見つけるのに必要な季節とも言えるでしょう。

混迷する我が舞鶴市の市政は如何なものでしょうか。交通事情に例えれば、自動車の逆走は交通違反で取り締まりの対象であることは、小学生の子供でも知っていることです。

それでも「我欲」に絡まれた大人達（“ぶくぶくコンビ”達）には理解できない納得のいかないことであるようです。

「市政“混迷”」の原因の一つは、社会良識から「逆走する市政」（＝放置続ける『コンプライアンス違反』）にあると言えます。

舞鶴市は、平成16年5月19日「市職員倫理規則」（規則第17号）を定めております。この倫理規則は市政に携わる者すべての言わば憲法のような大切なものであり、この規則にのっとた市政運営が“基本中の基本”、市職員（市政）には“一丁目一番地”です。

この基本を無視して行う施策、あるいは逆らう施策は無効であり、「コンプライアンス違反」として処罰の対象になる重要な規則です。しかし当局はこのことを無視し続けています。

『舞鶴市職員倫理原則』抜推

第3条 職員は地方公務員としての誇りを持ち、その使命を自覚し、自らを厳しく律するとともに、市民から信頼されるよう、第1号から第3号までに掲げる条例第3条の倫理規則とともに第4号及び第5号に掲げる事項を公務員倫理の確立及び保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者で無いことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の施行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属す組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(3) 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者のからの贈与等を受ける等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。。

(4) 職員は、職務の遂行にあっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。・・・(5) は省略。

等と明記されていますが現実はどうでしょう？。東地区の図書館は廃止され、切り捨てられる反面、西地区の図書館は、より充実させて新設するという当局の政策は、誰が見ても東地区には不公平で時代に逆行する「コンプライアンス違反」であり重大で深刻な違反行為です。